

項 目	根拠法令	内 容
住民の監査請求による監査（請求）	法 242条 1項	普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。
	令 172条 1項	地方自治法第242条第 1項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもってこれをしなければならない。
	令 172条 2項	前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。
	省令13条	地方自治法施行令第172条第 1項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。
（期間制限）	法 242条 2項	前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
（請求の要旨の通知）	法 242条 3項	第 1項の規定による請求があったときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
（暫定的停止勧告）	法 242条 4項	第 1項の規定による請求があった場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第 1項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。
（勧告通知及び公表）	法 242条 5項	第 1項の規定による請求があった場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
（処理期限）	法 242条 6項	前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第 1項の規定による請求があった日から60日以内に行わなければならない。
（陳述の機会）	法 242条 7項	監査委員は、第 5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
（陳述の立ち会い）	法 242条 8項	監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
（勧告の処理）	法 242条 9項	第 5項の規定による監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

